

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		改善命令等
根拠条例・規則名		ダイオキシン類対策特別措置法
条 項		第 2 2 条第 1 項
所 管 部 課		環境局 環境共生部 環境対策課 (電話：048-829-1330)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>行政により排出ガス又は排出水の検査を行った結果、排出基準超過を確認したとき、又は、改善勧告から 3 ヶ月以内に行われた立ち入り検査で、再度基準超過が確認されたとき。</p> <p>使用停止命令については、改善命令をしたにもかかわらず、当該事業者が改善の意思が認められないとき、又は改善が進展しないとき及び一定期間内の同一事由により、改善命令の発令の基準又は要件に該当したとき。</p>
	設定等年月日	平成 1 5 年 4 月 1 日設定 平成 1 8 年 5 月 8 日最終改正
備 考		